

献呈の辞

高橋雅夫先生は、一八年にわたり日本大学法学部に奉職され、令和五年三月末日をもってご退職されます。ここに謹んで感謝の意を表し、本号をご退職論文集として献呈いたします。

高橋先生は、昭和五七年三月に早稲田大学政治経済学部政治学科をご卒業後、同年四月に同大学大学院政治学研究科修士課程、昭和六一年四月に同大学大学院政治学研究科博士課程にご進学され、研究者の途に入られました。平成二年三月に同大学大学院政治学研究科博士課程を満期退学後、同年四月に東亜大学経営学部専任講師にご就任されました。その後、平成一四年四月に松本大学総合経営学部の教授にご就任され、研究・教育に当たってこられました。そして、平成一七年一〇月に日本大学法学部教授として本学に奉職されて以来、行政法の研究及び教育に携わってこられました。

高橋先生は、行政法をご専門とされておりますが、当初、欧州共同体（欧州連合）をめぐる行政と私人との関係に焦点を当てご研究を進めておりました。その代表的な成果として、「単一欧州議定書に基づくEC委員会への執行権限委任について」（季刊行政管理研究四二号）、「EUにおける放送政策とスポーツ」（日本スポーツ法学会年報八号）、「情報公開に関するEUの新規則について」（比較法研究六四号）等を挙げることでできます。その後、先生は国内法へ問題関心を移され、地方自治やまちづくりを中心的なテーマとして取り組んでこられました。「長の賠償命令と代位請

求訴訟との関係についての予備的考察」（東亜法学論叢創刊号）、「地方公共団体の行なう寄附について」（東亜法学論叢二号）、「地方公共団体における個人情報保護条例改正の動き——長野県を例として——」（松本大学研究紀要二号）等のご論文をご執筆されておりますが、『日本法学』には、最近の国際情勢を踏まえた農業問題の重要性に鑑みて、「主要農作物種子条例について」（日本法学八五巻四号）、「行政委員会としての農業委員会の役割」（日本法学八七巻二号）等のご論稿を發表されました。

また、高橋先生は、日本公法学会、比較法学会、日本オンブズマン学会、情報通信学会等に所属され、長く学会活動に携わってこられました。その他、先生は、平成二六年より港区個人情報保護運営審議会委員、平成二九年より北区空家等対策審議会委員、平成三〇年より港区行政不服審査会委員、狛江市行政不服審査会委員を務められ、地方公共団体の抱える問題についてご専門の立場から有益なご発言をなさり、社会に対し大きな貢献をされています。

高橋先生は、学部行政においても多大な功績を残されました。先生は、平成二六年に大学院担当、平成二七年に法学部次長（第一部担当）、令和四年に日本大学図書館法学部分館長の要職を務められ、法学部の発展にご尽力されました。さらに、平成二九年には、学校法人日本大学評議員を務められました。

教育者としての高橋先生は、講義、ゼミナールを通じて、学生に対し真摯に向き合うとともに、学生の居場所づくりを心掛け、研究室にはいつも多くの学生が集まっておりました。ゼミナールでは、座学に終始することなく、本学にご着任以来、松本大学、明星大学の学生とともに、長野県松本市でのフィールドワークを継続して行われました。このフィールドワークでは、地域の課題へ向き合う中での「気づき」を大切になさっています。例えば、買い物弱者を解消するための方策として、参加学生自らがリヤカーで野菜の引き売りを行った際には、高齢者の方々が野菜を買

いに出てこられる状況から、そのような活動が副次的に高齢者家庭の安否確認につながることを学生が指摘することもあったと伺っております。このような活動を通じて、先生のゼミナールからは、社会の問題に対し自ら汗をかきながら解決を図ろうとする優れた人材が多数輩出され、社会の様々な分野で活躍しています。

このような高橋先生の長年にわたる日本大学及び法学部へのご貢献に深く感謝し、本論文集『法と地域をめぐる諸問題』を刊行することになりました。先生のお人柄を慕い、先生を敬愛する先生方から多数のご論稿が寄せられましたことを、大変嬉しく思います。

最後になりますが、高橋先生には、今後とも一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、先生のご健康とさらなるご活躍を祈念し、献呈の辞とさせていただきます。

令和四年一二月吉日

日本大学法学部長 小田 司

